

鹿児島県四地区観光連絡協議会
インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

鹿児島県四地区観光連絡協議会
令和 6 年 11 月

1 趣旨

この要領は、鹿児島県四地区観光連絡協議会（以下「協議会」とする）がインフルエンサーを活用したSNS情報発信事業（以下「本業務」とする）を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務名

鹿児島県四地区観光連絡協議会インフルエンサーを活用したSNS情報発信事業業務委託

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

5 事業費

360万円以内（消費税及び地方消費税含む）

6 応募資格

以下の全てに該当する者のみ、企画提案を応募することができる。

- (1) 四市（鹿児島市・霧島市・南九州市・指宿市）のいずれかに競争入札資格を有していること
- (2) 公表日現在において指名停止措置を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされてないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと

7 企画提案に関する審査・候補者選定

(1) スケジュール

ア 企画提案の募集開始	令和6年11月1日（金）
イ 質問締切	令和6年11月8日（金）正午
ウ 質問回答	令和6年11月13日（水）
エ 参加申込書の提出期限	令和6年11月18日（月）※必着
オ 参加資格審査結果通知	令和6年11月25日（月）
カ 企画提案書の提出期限	令和6年12月2日（月）※必着
キ 選考結果の通知及び公表	令和6年12月9日（月）【予定】

(2) 業務に関する質問受付及び回答

ア 質問先	指宿市観光課 持増宛て
イ 質問方法	電子メールのみ (kanko@city.ibusuki.jp) 様式：様式2を使用 タイトル： 【事業者名】プロポーザルに関する質問事項の提出について
ウ 質問受付期間	令和6年11月1日（金）～令和6年11月8日（金）正午まで
エ 回答方法	質問に対する回答は、令和6年11月13日までに、原則として市のホームページに掲載することとする。ただし、質問または回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答を行う場合もある。なお、質問内容にあっては回答しない場合もある。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類		部数	提出期日
	(ア) 企画提案参加申込書兼誓約書（様式1）	1部	7（1）エ
	(イ) 企画提案書（任意様式） ※正本を1部 副本6部 また、副本には企業名・所在地・社章・写真・画像等の企業名がわかるものは記載しないこと。	7部	7（1）カ
	(ウ) 会社概要（本支店等含むパンフレット等）	1部	〃
イ 提出先	指宿市観光課 持増宛て 〒891-0497 指宿市十町2424番地		
ウ 提出方法	持参又は郵送		

ウ 提出方法	<p>※持参の場合、受付時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>※郵送の場合は提出期限までに必着とする。封筒には「参加申込書在中」又は「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易郵便等の配達記録が残る方法とすること。</p>
--------	--

ア 企画提案書の構成

企画提案書は次の（ア）から（エ）までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

（ア）表 紙

「業務名」「事業者」「住所」「代表者名」「担当者名（所属職・氏名）」及び「連絡先（電話番号・FAX番号・メールアドレス）」を記載すること。

※正本のみ。副本は業務名のみ記載すること。

（イ）目 次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

（ウ）本 文

本業務の趣旨及び目的を踏まえ、下記内容の記載は必須とする。書式は任意とする。また、過去にWEBにて地域の観光情報を発信した事例がある場合は本文末尾に記載すること。

- a 業務実施におけるスケジュール。
- b 候補のインフルエンサーを表記し、過去の投稿内容なども添えること。
- c # キャンペーン実施における広告配信のターゲット（地域や年齢）の設定内容。
- d 業務報告書に記載予定である項目（投稿数やエンゲージメント等）。

（エ）参考見積書

- a 本業務に必要な費用は、全て計上すること。
- b 必要と思われる項目を追加することは差支えない。
- c 参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

（4）企画提案に当たっての留意事項

- ア 提出された書類の差し替え、変更及び取消は、提案の審査に支障があると協議会が認めたときのみ、これを認める。また、提出された書類は返却しない。
- イ 審査は、提出された企画提案書等により書面審査を行うが、企画提案書等の提出後、内容について説明を求めることがある。
- ウ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- エ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、指宿市情報公開条例（平成

18年条例第12号)等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の不開示情報を除き、開示することとなる。

(5) 企画提案書の審査及び選定

ア 企画提案書の審査方法

参加申込者が1者の場合でも審査を実施する。協議会が設置する候補者選定委員会(以下「選定委員会」とする)において、提出された企画提案書の内容に係る審査を実施し、評価を行う。評価合計点を参考に選定委員会で協議を行い、候補者を選定する。

イ 選定結果の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受けつけない。

ウ 選考結果の公表

審査終了後、選定業者名を公表する。

(6) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は不明な場合

イ 本募集要領等に従っていない場合

ウ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

エ 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体が提出した場合

オ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)第93条(心裡留保)第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

8 候補者選定後の取扱い(契約等に関する事項)

(1) 契約手続き

協議会は、選定委員会により選定された候補者1者と指宿市契約規則(平成18年規則第44号)に定める随意契約の手続きにより、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務に係る契約を行うものとする。

(2) 調達業務仕様書

契約時における仕様書は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

(3) 支払条件

支払条件については、協議会と候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(4) 契約保証金

指宿市契約規則第43条9号により免除。

9 問合せ先及び書類提出先

指宿市観光課 観光振興係（担当：持増）

〒891-0497 指宿市十町2424番地

電話：0993-22-2111 FAX：0993-23-4987

アドレス：kanko@city.ibusuki.jp